

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとした全てのステークホルダーとの信頼関係を構築し、持続的な成長、中長期的な企業価値の向上を図るために、コーポレートガバナンスの充実が重要であると認識しております。当社のコーポレートガバナンスに関する考え方・方針を明確にするために、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定しております。当社ウェブサイトをご参照ください。(http://www.tokyotekko.co.jp)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

〈原則 1-2-4〉

招集通知の英訳については、検討課題と認識しています。

〈原則 1-4 いわゆる政策保有株式〉

政策保有株式については、取引の維持・強化等目的が合理性を持ち、当社の企業価値向上につながることを基本とし、財務状態に照らして適切な範囲で保有することとしています。また、議決権の行使については、その議案が保有目的に適合するかどうかに加え、発行会社の企業価値向上に資するかどうか等を総合的に勘案し行っておりますが、当該株式の発行会社毎に事情が異なることから、現時点では統一的な基準は設けておりません。

〈補充原則 3-1-2〉

英語での情報の開示・提供については、今後の検討課題と認識しています。

〈原則 4-2 取締役会の役割・責務(2)〉

経営陣の報酬については、単年度業績連動を原則としています。インセンティブ付けとして中長期的な業績や潜在的リスクを反映させることは、今後の検討課題としています。

〈補充原則 4-2-1〉

経営陣の報酬については、単年度業績連動を原則としています。中長期的な業績との連動、自社株報酬の導入については、今後の検討課題としています。

〈補充原則 4-11-3〉

取締役会全体の実効性の分析・評価、及びその開示については、今後の検討課題と認識しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

〈原則 1-7 関連当事者間の取引〉

当社は、役員と取引を行う場合には、当社及び株主共同の利益を害することのないよう取締役会規程に基づき取締役会の承認を得ています。また、主要株主等との取引の場合でも、重要性の高いものについては、同様の扱いとしています。

(原則 3-1 情報開示の充実)

1. 会社の目指すところは、以下の当社ウェブサイトで開示しています。(http://www.tokyotekko.co.jp/)

2. コーポレートガバナンスに関する基本的には考え方と基本方針につきましては、以下の当社ウェブサイトで開示しています。(http://www.tokyotekko.co.jp/)

3. 報酬は、当社の持続的な成長と企業価値の向上に向けた意欲を高めることのできる、適切、公平かつバランスの取れたものとしております。うち賞与は業績に連動し、月額報酬については、一部業績連動要素を加え、いずれも代表取締役が内容を検討し、取締役会で決議しています。

4. 経営陣幹部、取締役候補については、優れた人格・見識を備え、豊富な経験とともに高い倫理観を持ち、株主からの経営の委任に応え、その職務と責任を全うできる適任者を代表取締役が選定し、取締役会で決定しています。監査等委員である取締役候補については、優れた人格・見識を備え、豊富な経験とともに高い倫理観を持ち、監査等の職務を全うできる適任者を代表取締役が選定し、取締役会で決定しています。

5. 取締役候補者の略歴、社外取締役候補者の選任理由について、株主総会招集通知参考書類に記載しています。

〈補充原則 4-1-1〉

取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程で定めた事項を審議・決定し、それ以外の事項については、権限規程に基づき、業務執行取締役・執行役員に委任しています。

〈原則 4-8 独立社外取締役の有効な活用〉

コーポレートガバナンスの更なる強化を目的として、2016年6月開催の定時株主総会で、監査等委員会設置会社に移行し、独立社外取締役3名を選任しております。

〈原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〉

社外取締役の選任に当たっては、会社法上の要件、東京証券取引所の独立性基準に従い、当社と利害関係がなく一般株主と利益相反が生じる恐れのない者としています。

(補充原則 4-11-1)

取締役会は、20名以下の適切な人数とし、その内5名以内を監査等委員として多様な知見・経験を有した、全体としてバランスのとれた構成とします。

(補充原則 4-11-2)

事業報告、株主総会参考書類において、各取締役の他の上場会社を含む重要な兼職を開示しています。

(補充原則 4-14-2)

新任取締役については、法務・コンプライアンスを含む外部研修に参加しています。また、取締役は当社の経営課題、財務状態など常に情報収集を心掛けることが求められており、当社は必要に応じ、トレーニングを実施しています。

(原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針)

IR担当取締役を設置し、社内の関連各部門との有機的な連携により、株主との建設的な対話を促進する体制を構築しています。また、必要に応じて、個別面談以外の場を設けるとともに、対話の結果については、取締役はじめ社内での共有化に努めています。インサイダー情報の管理についても十分留意しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	30%以上
------------------------------	-------

【大株主の状況】 [更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	4,143,000	8.85
合同製鐵株式会社	2,300,000	4.91
株式会社三井住友銀行	2,262,000	4.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,110,000	4.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,841,000	3.93
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	1,397,000	2.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,148,000	2.45
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,118,999	2.39
朝日工業株式会社	930,000	1.99
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	926,768	1.98

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 [更新]	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 [更新]	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 [更新]	3名

会社との関係(1) [更新]

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
澤田 和也	弁護士											
園部 洋士	弁護士											
高原 正彦	他の会社の出身者								△			△

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) [更新]

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
澤田 和也	○	○	〈略歴〉 平成4年4月弁護士登録 同 8年4月馬場・澤田法律事務所入所(現) 同17年4月慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)教授(現) 同23年9月株式会社アルフレックスジャパン社外監査役就任(現) 同24年6月当社社外監査役就任 同26年6月当社社外取締役就任 同28年6月当社社外取締役(監査等委員)就任(現)	〈招聘理由〉 弁護士としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かすため。 〈独立役員指定理由〉 弁護士として、大株主企業、主要な取引先の出身者ではなく独立性が高いことから独立役員に指定しました。
			〈略歴〉 平成6年4月弁護士登録 同6年4月須田清法律事務所入所 同13年10月林・園部・藤ヶ崎法律事務	

園部 洋士	○	○	<p>所(現 林・園部法律事務所)開設(現) 同22年3月日本管理センター株式会社 社外監査役就任(現) 同25年3月株式会社レッグス社外監査役 就任(現) 同26年6月当社社外監査役就任 同28年3月株式会社PALTEK社外取締 役就任(現) 同28年3月日本管理センター株式会社 社外取締役(監査等委員)就任(現) 同28年6月株式会社ケアサービス社外 監査役就任(現) 同28年6月当社社外取締役(監査等委 員)就任(現)</p> <p>〈属性〉 過去に主力銀行である三井住友銀行の 業務執行者がありました。また、過去に取 引先である銀泉株式会社の業務執行者 되었습니다。銀泉株式会社との取引額 は僅少であります。 〈略歴〉 平成7年6月 株式会社さくら銀行理事・ 神田支店長 同13年8月 株式会社陽和専務取締役 同15年2月 銀泉株式会社専務取締役 同21年6月 銀泉株式会社退任 同27年6月 当社社外監査役就任 同28年6月 当社社外取締役(監査等委 員)就任(現)</p>	<p>〈招聘理由〉 弁護士としての豊富な経験と高い見識を当社 の経営に活かすため。</p> <p>〈独立役員指定理由〉 弁護士として、大株主企業、主要な取引先の 出身者ではなく独立性が高いことから独立役 員に指定しました。</p>
高原 正彦	○	○	<p>〈属性〉 過去に主力銀行である三井住友銀行の 業務執行者がありました。また、過去に取 引先である銀泉株式会社の業務執行者 되었습니다。銀泉株式会社との取引額 は僅少であります。 〈略歴〉 平成7年6月 株式会社さくら銀行理事・ 神田支店長 同13年8月 株式会社陽和専務取締役 同15年2月 銀泉株式会社専務取締役 同21年6月 銀泉株式会社退任 同27年6月 当社社外監査役就任 同28年6月 当社社外取締役(監査等委 員)就任(現)</p>	<p>〈招聘理由〉 長年の銀行業務経験による専門知識と、事業 会社経営者としての豊富なビジネス経験を当 社の経営に活かすため。</p> <p>〈独立役員指定理由〉 主力銀行である三井住友銀行を退社して10 年以上経過すること。また取引先である銀泉 株式会社との取引は僅少であることから、一般 株主と利益相反の生じるおそれがなく、独立性 を有していると判断し、独立役員に指定しま した。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締
役及び使用人の有無 [更新](#)

なし

現在の体制を採用している理由 [更新](#)

補助使用人を必要とする場合には、適切な者を監査等委員会専属の補助使用人として選任することとしている。
また、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒については監査等委員会の承認を必要とし、業務を行うに当たり、他の業務執行組織の指揮命令
は受けないものとしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

会計監査人による決算関連監査時や実地棚卸時等に、監査等委員会は会計監査人から監査結果の報告を受ける他、意見交換を行っています。
内部監査室は内部監査の実施計画や監査結果を都度監査等委員会に報告しています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 [更新](#)

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

役員賞与支給がインセンティブになると考へている。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

個別報酬の開示はしていない。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成28年3月期

取締役報酬 308百万円

監査役報酬 46百万円

【社外取締役のサポート体制】

[更新](#)

社外取締役には、毎月開催される取締役会、監査等委員会及び経営会議に出席いただき、経営上の重要事項についての決定の報告が確実なものとなるよう努めており、取締役会の開始前には資料の配布や説明により状況が確認できるよう努めています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

[更新](#)

当社は、監査等委員会制度を採用しております。取締役(監査等委員であるものを除く。)は8名、監査等委員である取締役が4名で、監査等委員である取締役のうち社外取締役は3名です。社外取締役は全員独立役員に指定しております。

取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法令又は定款に規定された事項及び経営上の重要事項の報告、審議、決議を行っております。監査等委員である取締役は、取締役会が担う監督機能が適切に発揮されていることを監視するとともに、自らも監督機能の一部を担うものとして積極的に発言し、客観的、合理的な判断の確保に努めています。

監査等委員会は、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」等に基づき、内部統制システムの適切な構築、運用を中心に経営の日常的な活動全般にわたり監視することを基本として、他の取締役及び重要な使用人からの業務執行状況の聞き取りや、稟議書類の閲覧等を通じて、適法性のチェックを行っております。また、会計監査人と定期的な情報交換を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携を取っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

[更新](#)

当社は、事業の持続的な発展、企業価値の向上に、更なる取締役会の的確、迅速で機動的な業務意思の決定と経営監督機能の強化が必要であるとの考えから、第88回定時株主総会で定款一部変更を承認いただき、監査等委員会設置会社に移行するとともに監査等委員である社外取締役3名を選任いたしました。これにより体制の一層の充実が図られるものと考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、株主総会開催日の3週間前までに発送することとしている。
電磁的方法による議決権の行使	電子投票制度は、証券代行機関が運営する議決権行使ウェブサイトを利用する方式を採用している。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを採用している。
その他	株主総会招集通知は、発送の3営業日前までに、東京証券取引所のウェブサイト及び当社ホームページに掲載することとしている。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役IR担当上席執行役員をIRの担当窓口としている。	
その他	投資家への個別訪問等による会社概要・決算内容等の説明を行っている。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	東京鐵鋼企業行動憲章において規定している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・ISO14001を取得し、計画的に環境保全活動に取り組んでいる。 ・環境報告書を作成し、ホームページにて公表している。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(基本的な考え方)

取締役会で決議した内部統制基本方針に沿って、内部統制システムの整備を進めていきます。

(内部統制基本方針)

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 当社グループの取締役及び使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社の取締役会は社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

(2)当社の監査等委員会は「監査等委員会規則」、「監査等委員会監査基準」等に則り取締役の職務執行を監査する。

(3)当社グループのコンプライアンス体制の基礎として、「企業行動憲章」を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を当社グループの役職員に伝えることにより、法令及び定款の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

(4)当社にコンプライアンス委員会を設置し、当社グループの役職員全員がコンプライアンスを確実に実践することを支援・指導する。

委員会の活動状況については、定期的に取締役会に報告する。

(5)当社グループに関する法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、当社内部及び外部に通報窓口を設ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に従い保存・管理し、10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社グループのリスク管理体制を「リスクマネジメント規程」として定め、重要なリスクと認識する生産設備、安全、品質、環境の4つの領域をカバーする中央生産設備管理委員会、中央安全衛生管理委員会、中央品質保証委員会及び中央環境管理委員会を設置し、これらを統轄する責任者として取締役から選出した最高リスク管理責任者を置く。

(2)リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、最高リスク管理責任者は速やかに取締役会に報告する。

(3)緊急時における情報の伝達ルート及び対応組織を定め、適切に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役の職務の執行については「取締役執務規則」その他の社内規程に従い、それぞれの分担を明確にし、効率的に行われることを確保する。

(2)取締役が全社的な目標を共有すると共に、具体化された部門目標の達成に向けて効率よく業務が執行されるよう、総合予算制度を運用する。目標達成の進捗状況については、毎月開催する定時の取締役会でチェックする。

5. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び子会社の業務の適正を確保するための体制

(1)「グループ会社管理規程」に基づき子会社を統括する部門が経営管理、経営指導にあるとともに、子会社に取締役を派遣して業務の適正を確保する。

(2)定期的にグループ会社営業報告会を開催し、各社の業務運営状況をチェックする。

(3)当社内部監査担当部門は、各社の業務が適正に執行されているかを監査し、結果を取締役に報告する。

(4)「財務報告に係る内部統制規程」を制定し、子会社も含めた当社グループの財務報告の信頼性を確保する。

(5)子会社の取締役の職務の執行については、各子会社の社内規程に従うとともに、当社の経営管理部門又は関連する業務部門との連絡・連携を密にすることにより、当社子会社として行うべき業務の内容及び目標を明確にして、効率的に行われることを確保する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を必要とする場合には、適切な者を監査等委員会専属の補助使用人として選任する。

(2)補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査等委員会の承認を得なければならないものとする。

(3)補助使用人はその業務を行うにつき当社の監査等委員会の指揮命令に従うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとする。

7. 当社グループの取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制及び当社の監査等委員会に報告したことが理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(1)当社グループの役職員は、法令、定款違反または当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には直ちに当社の監査等委員会に報告する。

(2)当社グループの役職員は、当社グループに関する法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、当社の監査等委員会に通報できる。

(3)前二号の報告、通報をした当社グループの役職員に対し、報告、通報したことを理由として不利益な処遇を一切行わない。

8. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)当社の監査等委員会は、代表取締役、会計監査人、内部監査担当部門とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

(2)当社の監査等委員が職務（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）を執行する上で必要な費用の前払い等の請求をした時は、速やかに当該費用又は債務を支払うものとする。

（整備状況）

・平成18年3月 内部通報処理規程制定

・平成18年5月 東京鐵鋼企業行動憲章制定、

内部統制基本方針制定（最終改正 平成28年6月）

・平成18年6月 コンプライアンス委員会設置

・平成19年3月 文書管理規程改正

・平成19年7月 中央生産設備管理委員会を設置

・平成20年10月 財務報告に係る内部統制規程制定

・平成24年1月 コンプライアンスハンドブックを改訂し説明会を実施

・平成25年5月 社外（弁護士事務所）に内部通報窓口を設置

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

東京鐵鋼企業行動憲章に次の通り定めています。

「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体には毅然たる態度で対応します。」これを受け、コンプライアンスハンドブックの中で、反社会的勢力や団体との一切の関係を遮断すること、利益供与を行わないこと、を全員に周知徹底しております。

また、社内でこれに反する行為を察知した場合には、内部通報処理制度を活用し、早期に解決を図ることとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、社内規程「内部者取引管理規程」において、社内各部門で発生した重要情報の管理、伝達、開示について定めておりますが、これらが確実に、かつ迅速に行えるよう情報管理責任者及び情報管理担当者を設置しております。

(情報管理責任者)

重要情報を統括して管理する者で、総務部門担当取締役がこれに当たることになっております。平成28年7月1日現在では取締役上席執行役員がこの任に当たっており、合わせて東京証券取引所への情報取扱責任者を兼ねております。

(情報管理担当者)

各部門における重要情報を管理する者で、各部門を統括する担当取締役(子会社においては各社の社長)がこれに当たっております。また、(1)発生事実、(2)決定事実・決算に関する情報発生から開示までの流れはそれぞれ次の通りとなっております。

(1)発生事実

社内各部門(子会社含む)で情報が発生した場合、情報管理担当者から、情報管理(取扱)責任者に報告され、情報管理(取扱)責任者は「適時開示規則」に照らし、開示の必要性を判断すると共に、社長他役付役員へ報告し、開示内容について承認を得た上で、東京証券取引所へ開示いたします。

(2)決定事実及び決算情報

社内規程「取締役会規程」において、取締役会の決議事項が定められており、「適時開示規則」に定められた事項(決算に関する情報を含む)を取締役会で決議した場合には、情報管理(取扱)責任者が速やかに東京証券取引所へ開示いたします。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制

